

市民科学講座

「実験動物の保護のために
日本が変わらねばならないこと」

講演まとめ

講師：東 さちこ さん（地球生物会議 ALIVE スタッフ）

講演日時：2012 年 8 月 18 日（土）14 時から 17 時

講演場所：駒込地域活動センター 視聴覚室

出席者数：概ね 30 人

プログラム

1. 講師あいさつ
2. ビデオ上映
3. 講演
4. ディスカッション

図：動物実験の管理体制に係る各国の法制度化の現状

国	 イギリス	 ドイツ	 フランス	 アメリカ	 オーストラリア (ビクトリア州)	 韓国	 日本
実験者	免許	資格	免許	なし (研 験)	登録	なし	なし
実験施設	免許	許可	許可	登録	許可	登録	なし
実験計画	免許	認可	許可	認可	許可	認可	なし
飼育施設	免許	免許	免許	免許	許可	登録	なし
査察制度	あり	あり	あり	あり (委員会、国)	あり	あり	なし
委員会	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし
記録	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし
罰則	あり	あり	あり	あり (資金停止)	あり	あり	なし

地球生物会議（ALIVE）作成

1. 動物愛護管理法の改正案のとりまとめ案が出るまでのプロセス

<質問>

今年 5 月 31 日に、民主党内のとりまとめ案が出たが、案がでるまでのプロセスについて、教えていただけないか？

<東>

議員立法で進めると決まってからは、ワーキングチーム（WT）が立ち上がり、賛否両論の関係団体が呼ばれて、動物実験以外の問題も含め、ヒアリングが始まった。動物実験については、製薬業界、大学、実験動物の生産者、ALIVE の代表も呼ばれた。非公開であったが、自治体ですでに条例を入れている兵庫県、それと疫学の先生も呼ばれたようだ。WT において法律がベースにある国会議員の先生方は、海外の実態と照らしたり、兵庫県が既に条例で届出制を入れている実態を見たりして、届出制程度は法制度化すべきではないか、という議論をされていたようだ。ただ、環境部門会議から WT の議論の結果を上へ上げようとした時に、医者などの国会議員の方から待たされたが出たと聞いている。WT にも医者の議員が来て、「届出制ができれば医学の研究ができなくなる」という話をされたとか。最終的に、動物実験の話は本改正で全く取り扱わないという話になったようだ。この最後の段階は、水面下のプロセスであり、市民団体が直接関与できる話ではなかった。

骨子案が提示された WT は傍聴可だったので、出席したが、骨子案が記載された配布資料は回収された。非常にセンシティブな問題を含んでいるからという理由であった。

ただ、WT では、骨子案に動物実験のテーマを入れることを見送ったが、これからも議論をしていきたいという話があった。

2. 実験動物の数の把握の方法、動物実験をすることでの日本の優位性

<質問>

日本は実験動物の数が多いい。アンケートで数を把握しているとのことであるが、アンケートの精度は？

日本は動物実験をすることで、得をしているのか？例えば、日本の化粧品会社はいい製品を作っているのか？代替法を採用したほうが、低コストになるような気もするが。

<東>

静岡県の調査においては、飼育数が多い上位 3 つの施設が回答していない。なので、業界団体のアンケートに対しても、実験動物を多く使うところほど回答していないのでは？とも思う。アンケートベースで得られる数値の精度は低いと思う。また、以前は使用数を

聞いていたが、今は 6 月 1 日時点の飼育数を聞いている。マウスはサイクルが短いので、この意味で、過小評価になっているだろう。

海外においては、動物実験をしていない化粧品を買うという流れがある。例えばアメリカでは、化粧品については、動物実験を利用して開発されたものを探すほうが大変。EU では、そもそも化粧品開発で、動物実験の実施が禁じられている。一方、日本では、「こんな美白効果があることが、動物実験から明らかになっています」という類の宣伝文句がまかりとおるし、消費者も動物実験の実施の有無を気にしない。日本には、インセンティブがあるだろう。また日本には、法令で必要とされる部分もあるので、勝手にやめられない。

3. 日本の法律が立脚する視点、日本の立法プロセス、NPO の外部評価

<意見>

意見が二つある。まず、欧米との比較など行っているが、議論が本質を突いていないのでは？理由は 2 つ。1 つ目は、日本の法律は動物の立場にたっていない。人間の利益が損なわれるのを避けることが目的になっている。例えば、最近、騎手の武豊が欧州で騎乗停止になった。理由は馬に打つムチの回数が、規定よりも多かったから。欧米では動物保護のための規制がある。2 つ目は、日本の場合はあらゆるものが縦割り。ところが、欧米の場合、一人で法律を作り、それを発行してしまう。アメリカでは数か月で 1 つの法律ができる、欧州では 1 年から 3 年、日本では 7 年かかると言われている。ここを意識しないと、日本で具体的な行動にならない。

二つの目の意見。ALIVE が設立されて 15 年というが、どのような成果がでているのか？日本には NPO として評価される基準がないのか？欧米では 1 年に一度市民や部外の人から成果を評価される仕組みがある。

<東>

法律の目的というのは、確かにそのとおり。日本の動愛法は、極論を言えば、動物のためではなく、法律第一章で、人間のための法律ということをやっている。海外では、憲法で動物保護をやっているところもある。

立法プロセスが海外と異なるということも、本当にそのとおり。日本は、法律は大雑把で、政省令で詳細が決まる。政省令は官僚が作れるし、日本は官僚政治。立法に国民の声は反映されにくい。よく日本は国会議員の数が多いいわれるが、人口当たりの数で見ると欧州のほうが日本より多い。国会議員の数が少なくなれば、利益集団の意見がより強く反映される。米国は議員の数が少ないので、その傾向がある。

NPO については、日本はまだそこまでシビアではないだろう。NPO 自体が認知されておらず、成果についても、第三者評価がシビアにすることはない。ただ、ALIVE としては、払い下げ防止運動については、成果を挙げられたと思う。日本は、法制度に頼ることなく、払い下げ防止については、民意で実現してきた。動物の問題は動物実験だけではないし、15年の活動で雰囲気は随分変わってきたと思う。ただ、動物実験の問題はハードルが特に高い。

4. 障害者に関わる法律との関連

<質問>

法改正に関するもどかしい問題については、障害者が過去何十年直面している問題。民主党政権が成立した時に、障害者自立支援法を廃止すると公約があったが、実際には総合福祉法という新しい法律を作り、中身は自立支援法とほとんど同じであった。総合福祉法の成立の第一の目的は、国連の障害者権利条約の批准であり、今後も国内法の整備は続くのであるが、官僚から出てくる案は「可能な限り、、、」という文言がついている。努力規定になってしまうので、この文言ははずしてくれ、という議論が現在進行形で行われている。障害者の権利は守らなければならないという総論賛成は得られている。

一方、動物愛護の問題については、総論賛成を得ることまで進むのが難しいのか。賛否両論の関係者を集めて、皆で落としどころを探るような話し合いを開くような場があれば良いのかと思ったが、何か予定あるか？

<東>

残念ながら、法改正のプロセスにおいて、賛否両論の関係者、及び国会議員も交えて、落としどころを探る場は、なかなかなかった。WT によるヒアリングはあったが。今後、党としても部門横断的な議論をしていきたいという説明は受けているので、ぜひそういった場についてはお願いしていきたい。

5. 動物愛護に関わる世界的な取り決め

<質問>

世界人権憲章といったような世界的な共通の認識がある。動物の愛護についても、世界動物憲章といったような、世界的な共通認識はあるのだろうか？

<東>

ALIVE のホームページには、ユネスコの動物権利宣言といった趣旨の翻訳を掲載している。以前、一部の研究者により、この宣言は、ユネスコ本部の前で、動物愛護団体が宣言しただけのものという指摘された。事実関係を調べたところ、ユネスコ会議に付託されたことまでは確かめられたが、採択はされていない可能性がある。強いて言うなら、OIE(世界動物保健機構)の規約か。確かに条約などがあれば良いと思うが、動物福祉の条約は聞いたことがない。

6. 兵庫県の事例

<質問>

兵庫県では、既に条例により実験施設の届出制が導入されている。今回の国の法改正で実験施設の届出制が導入されなかったことにより、兵庫県が次の条例改正で届出制を廃止することがないか、心配。

また、兵庫県には、条例に基づき、立ち入り検査をしている職員がいる。立ち入り検査で問題ないということが分かっているのであれば、他の自治体でも立ち入り検査を導入できるとい見通しが立つ。

<東>

今後は、条例化を求めていく動きをする必要があると思っている。今回の改正の議論で気になったのが、研究者側の意識。国の職員ならよく、自治体職員が立ち入り検査に入るのを嫌がっているようだ。意識の中に、自治体と国の上下関係があるようだ。国が立ち入り検査を法制度化した場合、条例との役割分担がどうなるか、懸念している。

兵庫県に対しては、情報公開制度を利用して情報を開示していただいた。情報から、立ち入り検査で、そこまで特別なことをやっているとは思えなかった。受け入れる側にとっては、立ち入り検査が来て困るというものではないと思えた。

6. 動物実験の必要性に関する研究者側からの説明

<質問>

国がやらない場合、自治体が先行してやる場合がある。兵庫県で条例が研究者にダメージを与えていないということが示せるのであれば、他の自治体にも展開出来ると思う。

研究者側から提供される動物実験の必要性についての説明について、率直にどう思うか。どうみても、日本は他国に比べて動物実験についての規制が甘い。それをひっくり返すだけの説明はできているのか？

<東>

今回の法改正の中で、動物実験を推進している方の話を聞く機会があった。「法改正で実験動物保護の制度を入れたら、反対に動物福祉のレベルは下がる」という論調があった。「自治体の職員なんかが実験施設に入ってきたら、クリーンな環境が（汚されるよ）」というのが趣旨なのかよく分からないが、とにかく、実験施設に部外者が立ち入ることを嫌がっているようだった。根拠がある反対とは思えなかった。例えば、アメリカであれば、査察官は、抜き打ちで実験施設のどこにでも立ち入ることができることになっている。

<意見>

要するに、外部からの干渉を嫌がっているだけ。そこに論理はない。「なぜ、ヨーロッパでできていることが、日本でできないか」、この問いについて、行政を含めて、有力と言われる関係者から回答を出してもらい、それが論理的な回答かどうか検討しないとだめかと思う。白日の下に晒さないとだめだろう。

例えば、国際シンポジウムなどを開催し、日本から動物実験の状況をヨーロッパに発信したら、ヨーロッパ人は驚くのではないか？動物実験については、日本が国際社会に意見を発信しているとは思えない。そういう状況を作って、外圧から動かす時期が来ているのではないかと思う。

<東>

一般の方を含めて、今の日本の状況が広く社会に知らされれば、例えば日本で開発された薬について、「え、そんな規制のない国で開発された薬、信用できるの？」という流れが出来ていくと思う。

7. 医薬品、化粧品開発における動物実験の必要性

<質問>

医薬品開発の場合、動物実験の結果を提示しなければ、認可されないと理解している。動物実験に供する実験動物の数について、必要最低限の数は行政により決められているのか？

<東>

化粧品、医薬部外品、医薬品、基本的に新規物質を使う場合は、動物実験の結果が必要。薬剤によって特性が異なり、認可を出す PMDA の要求に従い、動物実験のスコープが決まる。

<意見>

例えば、製薬会社が 3R を推進したくても、認可を受ける際に動物実験のデータが必要なのであれば、実験動物の数を減らすことができない。

<東>

海外で得られたデータは、日本で利用できるような流れになってきているものの、PMDA の意識が低く、海外で人について得られたデータがたとえあっても、日本で動物実験を行ってくれ、という話をするようだ。製薬会社と PMDA の交渉により、動物実験のスコープを狭めることができるようだが、余計な動物実験が行われているようだ。ICH が、試験法の国際的な調和について検討している。ただ、日本に持ってくるのに時間がかかる。ガイドラインラグがある。

医薬品会社によって、3R に関する意識の差があると感じる。動物実験の代替化については、進めているようだ。

<意見>

代替化を評価する仕組みがあればよい。

<東>

認可申請の申請書類をチェックし、無駄な動物実験を行っていないかチェックできたら良いと思うが、マンパワー、専門性の点でできていない。

環境エンリッチメントという概念がある。マウスにおもちゃを与えたり、飼育の状況をよくするという考え。GLP により、保証されているおもちゃやハウスがある。日本の人は、「エンリッチメント材など使ったら GLP 通らないだろう」と言う人がおり、まだ遅れていると感じ。まだやるべきことがあると思う。

8. 業界の外部評価、学校教育の重要性

<意見>

NPO の外部評価という話がさきほど出たが、外部評価を受けるべきなのは NPO 側ではなく、動物実験を行なっている業界側だと思った。

学校教育についても、気になる点がある。農業高校の学習指導要領では、動物実験の意義などが書いてあり、刷り込みが行われているとも考えられる。小学校四年生の理科の学習指導要領の手引書でも同じ。教科書の記載については、不当なものがあれば、削除を求める活動をしても良いのかと思う。

<東>

海外の推進派が来日した時に、「まず、子どもを教育しなさい」と発言をしたり、アメリカでなぜ動物愛護の考えが浸透したかは、教育の効果が大きいと言われている。日本の教育の場合、お上の教材に従うので、教科書チェックなどはやっていくべきかと思う。

9. 社会の意識を変えるためには？

<質問>

実験に関して、畜産に関しては、賛否両論。実験については、ペットの治療に必要。畜産については、スタミナつくから必要という意見ある。いかに国民の意識を変えて、国民に意見を広めていくかということについては、いま、自分が抱えている課題でもある。

<東>

世論を作っていくというのは大事。世論の盛り上がりの目安については、メディアだと思ふ。もちろん、われわれの声を直接届けるのは大事。ただ、国会議員は地元の声が大き。これから選挙があるので、まずは地元働きかけることだと思ふ。

(獣医療の) 倫理的な問題については、以前アメリカの **animal rights** の研究者が来日した時に、「動物を救うための動物実験についてどう思うか？」と聞いたことがあるが、「こちらの動物を救うためにあちらの動物を殺すというのは、おかしくないか？」との回答であった。

社会の意識を変えるためには、まず、社会に対して、「考えてみてください」という声を伝えるのが大事だと思ふ。代表野上の著者も「動物実験を考える」である。

以上